

国立大学法人佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター知的財産審査委員会規程

(平成29年10月4日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター規則（平成29年9月27日制定）第18条第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター知的財産審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「発明等」とは、特許、実用新案、意匠、半導体回路、種苗、商標、有体物その他の国立大学法人佐賀大学知的財産管理規程（平成16年4月1日制定）で定める知的財産をいう。

(審議事項)

第3条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 権利の帰属に関する事項
- (2) 発明等の出願に関する事項
- (3) 審査請求に関する事項
- (4) 権利の維持継続に関する事項
- (5) その他発明等に関する事項

(組織)

第4条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 知財戦略・技術移転部門長
- (4) 客員教授のうちからセンター長が必要と認めた者 若干人
- (5) その他センター長が必要と認めた者 若干人

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 審査委員会に副委員長を置き、前条第2号の委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、審査委員会は必要に応じて書面会議により議事を開き、議決することができるものとする。この場合において、書面会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 審査委員会に関する事務は、学術研究部社会連携課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月4日から施行し、平成29年10月1日から適用する。

附 則（令和4年3月30日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月4日改正）

この規程は、令和5年10月4日から施行し、令和5年10月1日から適用する。